

【令和元年度第4回】

うきは市空き店舗等活用支援事業補助金

うきは市では、空き店舗等の利用促進及びまちの賑わいを創出し、地域経済の発展に資するため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を実施するものに対し補助金を交付します。
必要書類を用意のうえ、うきはブランド推進課商工振興係へ提出してください。

募集期間	令和元年12月2日（月）まで
補助額	補助対象経費の1/2とし、100万円を上限とする
補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、応募方法、申請書類等詳細はうきは市ホームページをご覧ください。うきはブランド推進課商工振興係にご連絡ください。	

☆
公
募
開
始
☆



「空き店舗等」とは次に掲げる要件のいずれかに該当する店舗をいいます。

- (1) 空き店舗 過去に営業していた実績があり、3箇月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）であること。
- (2) 空き家3箇月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものであること。
- (3) 店舗兼住宅 過去に営業していた実績があり、3箇月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用するものであること。



平成30年度オープン
SNOW

●問合せ うきはブランド推進課 商工振興係 ☎76-9095

うきはよろず経営相談窓口～創業予定者から老舗までどなたでも歓迎～ 税理士が語る！『開業・創業セミナー』

うきは市・うきは市商工会・福岡県よろず支援拠点が連携して定期的に無料のセミナーと個別経営相談を受け付けています。セミナーのみ、個別相談のみの参加でも構いません。セミナー内容と関係ない相談も可能です。創業、経費節減、新商品企画など、ご相談ください。

開催日 12月17日（火）

10:00-11:00 個別相談①

11:00-12:00 個別相談②

13:15-14:45 『開業・創業セミナー』

- 開業に必要なことって？
 - ・開業に必要な届出書・期限
 - ・会計帳簿や記帳の流れ
- 税金の基礎について
 - ・どんな税金がかかる？
- 確定申告書について
 - ・所得税の確定申告書の作成
 - ・青色申告と白色申の違い

15:30-16:30 個別相談③



～講師・相談員～

2011年7月に税理士登録。
福岡市中央区の税理士事務所に勤務後、2017年12月に独立。税務・会計に関することはもちろんですが、経営について、従業員や取引先とのトラブルなどの相談もたくさんあります。中小企業の社長、個人事業主の方の側に立って、相談ののっていきます。ちょっとしたことでも、相談を頂けるとうれしいです。



中島 香子
税理士

◆会場 うきは市民センター別館 U-BiC（うきは市浮羽町朝田582-1）

◆申込先 福岡県よろず支援拠点（公益財団法人福岡県中小企業振興センター）Tel. 092-622-7809
※相談・セミナーは事前予約制です。上記にお電話にてご連絡下さい。

●問合せ うきはブランド推進課 商工振興係 ☎76-9095